

## 1. 平成 25 年度の割増賃金率

このところ聞かれることが多かったのが、平成25年4月からの割増賃金率は50%になるのか、というもの。聞くところによると、これをネタに営業活動を行っている業者さんもいらっやるとか。

せっかくですので、この場を借りてお答えしたいと思います。答えは、「まだ何も決まっていません。」となります。

平成22年4月に現行労働基準法が施行された際に、月の時間外労働が60時間を超えた場合には、その超えた時間についての割増率を50%以上とすることが義務化されましたが、中小企業については影響が大きいことから、次のようにされました。いわゆる経過措置です。

政府は、「この法律の施行後三年を経過した場合において、～中略～検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とし、注意して読むと分かりますが、法律の施行後3年を経過した段階で検討をして必要な措置を講じているとしています。つまり、平成25年4月から検討を始めるということになるので、まだ検討すら始めていない現段階ではどうなるかは分からないということになるわけです。また、この規定振りからは、平成25年4月以降もしばらくの間は、すぐに割増率が変わるということは考えにくいでしょう。

もちろん、検討の結果、率が下がるということもなさそうですし、時間外労働を削減することは賃金の観点からも、ワーク・ライフ・バランスの観点からも良いことですので、今から何らかの対策を講じるのは大切であるといえます。せっかくですので、これを機会に労働時間について考えてみてはいかがでしょうか。



## 2. インフルエンザ流行への対策

毎年、冬季がインフルエンザの流行時期となっています。平成21年には当時の新型インフルエンザが猛威を奮い、中小企業庁ではパンフレット「新型インフルエンザ(H1N1)対策のための事業継続計画」を作成しました。H1N1インフルエンザは現在季節性として扱われるようになり、また、その時々により流行するウイルス等の特徴により対策が異なることもありますが、枠組みは伝染病等のリスク対策を検討する上で参考になると考えられますので、改めて見直してみます。

本パンフレットでは、事前の防止策(「企業の対策」として)検討とBCP策定について次のように述べています。

### 事前の防止策検討:

- ① 政府・都道府県が発表する、対策、流行状況、公共サービス等の最新情報の入手と通知。
- ② 職場における感染防止策(手洗いの徹底、清掃・消毒など)、集客施設の利用者への感染防止策、保育施設などが休業となった場合の配慮(休暇取得、短時間勤務、在宅勤務など)、基礎疾患(糖尿病、ぜん息など)がある従業員への配慮、濃厚接触者への対応(保健所からの指示に従う)、従業員個人や従業員の家庭における感染防止策
- ③ 将来(流行の第二波等)への備え

**BCPの策定:** 中核事業の特定、中核事業継続のための重要業務の確認、重要な経営資源の確保、代替策などの検討、必要資金の確保といったBCP策定の枠組みに従うが、代替策では、リスクの特徴から、【1】複数班による交替勤務、【2】在宅勤務、【3】クロストレーニング(同一の業務について複数の従業員が習熟すること)が挙げられている。

インフルエンザによるリスクは、事業運営の要員に不足を生じさせること等が直接的な影響になります。予防が一番の対策ですが、このようなリスクの影響も踏まえて「ヒト」の確保が困難な場合のBCPを策定しておくことも重要といえます。

### ● 編集後記 ●

先日、大月の岩殿山にトレッキングに行ってきました。東京スカイツリーと同じ634m。スカイツリーの先っちょにつかまって見下ろしているのを想像しながら眺めを楽しみました(高所恐怖症ですが…)。低山ながら、楽しみは満載。比較的歩きやすい道が続きますが、スパイダーマンのように岩場をよじ登っていく鎖場や、20センチほどの踏み場しかない岩場をカニ歩きで通るといったスリリングなポイントもあります。山の景色を堪能するだけでなく、アスレチック気分も味わえ、一石二鳥な山でした!(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-33-7-701  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)